

FD 委員会規程

(設 置)

第 1 条 本学に、FD (Faculty Development) 委員会 (以下「委員会」という。) を置く。

(目 的)

第 2 条 委員会は、教員の教育能力等の資質向上を組織的かつ多面的に支援することを目的とする。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学の役職にある教職員 (若干名)
- (2) FD に携わる教職員
- (3) 各学科及び各研究科専攻の長の推薦する教員
- (4) その他、必要と認められる者

1 前項第 3 号の教員は、原則として教授又は准教授とする。

2 前 2 項の委員は、第 4 条に定める委員長の下承と部長学科長会議を経て、学長が委嘱する。

3 その他必要あるときは、別に関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員長は、副学長とし、議長となる。

(任 期)

第 5 条 第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(業 務)

第 6 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育能力向上及び教育改善に資する教育プログラム又は教育システムの企画及び開発
- (2) 研修会の開催
- (3) 授業内容・方法の改善及び向上
- (4) 教員間での教育能力向上及び教育改善に関する認識の共有
- (5) 教員の教育、研究、社会貢献、管理運営等に関する資質向上
- (6) 教員の教育能力向上、教育改善のための調査並びに検証及び学修成果の把握等の実施の統括とその分析を踏まえた教育等の開発、改善及び向上
- (7) 教育業績評価委員会に審査された教員に対する教育能力の支援
- (8) FD の専門家の養成
- (9) 教育等の改善に関する連携支援
- (10) 教育情報分析に関する連携支援
- (11) 成績評価に関する連携支援
- (12) ICT の教育活用及び e ラーニングに関する連携支援
- (13) 教育開発に関する連携支援
- (14) 教員個人の自己点検・評価に関する連携支援
- (15) アカデミック・ポートフォリオ (ティーチング・ポートフォリオを含む) に関する連携支援
- (16) 職員の職能開発及び資質向上に関する連携支援
- (17) 感性福祉研究所との共同による教育能力向上の研究
- (18) 関連福祉施設との共同による教育能力向上の研究
- (19) IR センターとの共同による教育能力向上の研究
- (20) その他、教育能力等の資質向上のために必要と認められる事項

(活動の評価)

第 7 条 委員会の活動は、大学の自己評価として報告書に掲載する。

(小委員会・専門委員会)

第 8 条 委員会において必要あるときは、小委員会・専門委員会を設けることができる。

(事 務)

第 9 条 委員会の事務は、教務部教務課が行う。

(補 則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から一部改正施行する。
- 3 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 4 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 5 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正施行する。
- 6 この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から一部改正施行する。
- 7 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改正施行する。